

## 岩手県社会福祉事業団女性活躍推進・次世代育成支援推進行動計画

当事業団では、女性活躍推進法第8条並びに次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき、①女性職員が各自の個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍できることを目的に環境の整備を行うこと、②全職員の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的に環境の整備を行うこと、また厚生労働省認定マーク（くるみん・えるぼし）を取得することを目指し、次のように行動計画を策定する。

### 1 計画期間

令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日（2年間）

### 2 目標と取組内容

**目標1：管理職（係長級以上）に占める女性職員の割合を55%以上にする。**

《取組内容》

- 令和3年4月～
- ・3制度（教育研修・人事考課・目標管理制度）の運用によるキャリアアップに向けた計画的な人材育成の推進
  - ・関係法令に基づく諸規則の改正及び両立支援諸制度等への反映と制度利用の促進
- 令和4年10月～
- ・両立支援諸制度パンフレット更新版の作成、配付による全職員への周知

**目標2：全職員（正規職員・継続雇用職員・地域職専門員）の法定時間外労働の時間数の平均を各月ごとに全て8時間未満とする。（災害等の場合を除く。）**

《取組内容》

- 令和3年4月～
- ・定期的に時間外労働時間と業務内容を点検し、上長によるマネジメントと業務改善を推進
  - ・ノー残業デーの継続実施とポスター等掲示による全職員への周知。
  - ・毎月の労働災害予防自主点検の確実な実施と施設長会議等における取組の共有化（年1回以上）
  - ・長時間勤務職員に対し、上長による面談や業務分担の見直し等の実施。
- 令和3年7月～
- ・年度ごとの雇用状況調査を実施し、副施設長会議における共有化と取組の推進
- 令和5年1月～
- ・「ノー残業デー強化月間」を実施し、令和5年3月までに全施設の取組みを強化し、ノー残業デー月4回実施を促進

目標 3 : 計画期間内に育児休業等の取得率を次の水準以上とする。

男性職員 育児休業取得者 1 名以上とする。

育児を目的とした特別休暇の取得率を 15%以上とする。

女性職員 育児休業取得率 75%以上とする。

《取組内容》

令和 3 年 4 月～ 両立支援諸制度パンフレットの配付及びサイボウズへの掲載による全職員への周知

令和 3 年 7 月～ ・施設長会議及び副施設長会議における両立支援諸制度に関する情報提供

・ライン職による両立支援諸制度利用に関する相談対応

